

2009(平成21)年度 法学既修者認定試験問題

# 商 法

(90分、総点100点)

**試験開始の指示があるまで開かないこと**

## 注意

1. 問題用紙は、表紙をふくめて4ページで、問題は2問ある。
2. 解答用紙は1枚配布する。解答は解答用紙に記入し、解答の末尾には、「以上」と明記すること。また、用紙が不足した場合には、追加の用紙を配布するので、挙手して監督者に知らせること。
3. 下書き用紙として、白紙を1枚配布する。ただし、下書き用紙の提出は認めないので、必ず解答用紙に清書して提出すること。
4. 解答用紙への受験番号、氏名記入は、監督者の指示によること。また、「管理番号」欄は、大学側が使用するので受験生は記入しないこと。
5. 問題の内容に関する質問には、応じない。
6. 試験時間内の退場はできない。なお、試験中の発病等やむを得ない場合には、挙手により監督者に知らせ、その指示に従うこと。
7. 試験終了後は、監督者の指示があるまで、各自の席で待機すること。
8. 問題用紙及び下書き用紙は、各自で持ち帰ること。

第1問(50点)

甲株式会社(以下、甲社とする)は不況のため急速に業績が悪化し、資金繰りに苦しむようになったが、窮状を見かねた取締役のAが資金の提供を申し出たため、甲社は検討の上、借り入れることになった(以下、当該借入れとする)。ただし、その約定金利は、甲社が銀行より借り入れた従来の借入れよりもはるかに高いものであった。甲社は取締役会設置会社であり、甲社の取締役は、A B Cの3名である。

以上を前提にして、下記の設問(1)(2)に答えよ。

- (1) 当該借入れが、Aが出席した取締役会において、A B C全員の賛成によって承認されたとして、実行された場合、Aは甲社に対して約定金利(利息制限法に違反していないものとする)の支払いを請求できるか。
- (2) 当該借入れが、Aが欠席した取締役会においてB Cの賛成により承認されたとして、実行された。その数日後、Aは甲社に当該借入れを原因とする約束手形の振出しを求めた。代表取締役Bは、当該借入れに取締役会の承認を得ているので、再度、取締役会を開催して手形の振出しに承認を受ける必要はないと考え、甲社を代表してAに元利金合計を手形金額とする約束手形を振り出した。Aから当該手形を譲り受けたXは、期日に甲社に対し手形金を請求できるか。

第2問(50点)

公開会社であるY株式会社は、A社と業務提携を結び、協力して事業を行ってきた。この業務提携はY社とA社の双方に良い効果をもたらしたため、両社は協議の上、より一層提携を深めるために、Y社の株式をA社が取得して資本提携を行うことを合意した。Y社の取締役会がこの株式の発行について決議を行った際、1株当たりの払込金額を500円として発行することを決定した。Y社の株主Xは、Y社にはより適切な提携すべき相手がいると考えていたことから、以前よりこの提携には反対であった。Xが弁護士と相談して今回の発行手続を調べたところ、発行直前の同社の株価(市場価格)は1000円前後を推移しており、払込金額がかなり安いことがわかったが、それ以外は問題がなかった。Xは、今回の発行においては株主総会決議が必要と考えたので、それが無いことを理由に、裁判所に発行差止仮処分の申請を行ったところ、裁判所は、Xの申請を認容し発行差止の仮処分を決定した。

以上を前提にして、以下の設問(1)(2)に答えよ。

- (1) Y社は、仮処分を無視して株式を発行した。この場合の株式発行の効力について論じよ。
- (2) Y社は、仮処分に従い最初の株式発行を中止し、再度、取締役会決議を経て株式を発行することとした。今回の払込金額は1株当たり950円(発行直前の株価は本文中とほとんど変わらないものとする)であり、XなどA社との提携に反対する株主がいることがわかったため、払込期日の前日に、株主への募集事項の通知・公告を行った。なお、(1)と同様に、今回も株主総会は開催されていない。この場合の株式発行の効力について論じよ。

余白